

9.数値目標

項 目			障害別	平成15年度実績		平成22年度目標	
情報提供・相談支援	障害者生活支援事業		身体	2カ所	1カ所	3カ所	1カ所
			知的		0カ所		1カ所
			精神		1カ所		1カ所
在宅福祉サービス	ホームヘルパー		身体	35,067.5時間 ヘルパー88.8人	24,626時間	135,000時間 ヘルパー170人	71,000時間 90人
			知的		5,828.5時間		32,000時間 40人
			障害児		2,389時間		16,000時間 20人
			精神		1,904時間		12,000時間 15人
			難病		320時間		4,000時間 5人
	ショートステイ		身体	14カ所 48床	1カ所 5床	18カ所 67床	3カ所 10床
			知的		7カ所 27床		9カ所 40床
			障害児		5カ所 14床		5カ所 15床
			精神		1カ所 2床		1カ所 2床
	デイサービス		身体	5カ所 158人	3カ所 124人	9カ所200人	4カ所 140人
			知的		1カ所 4人		4カ所 30人
			障害児		1カ所 30人		1カ所 30人
	精神科デイケア施設				0カ所		2カ所
	グループホーム		知的	7カ所 35人	5カ所 26人	14カ所70人	10カ所 50人
			精神		2カ所 9人		4カ所 20人
施設利用サービス	更生施設	入所	知的	4カ所 320人	3カ所 260人	4カ所320人	3カ所 260人
		通所			1カ所 60人		1カ所 60人
	通 勤 寮		知的		1カ所		1カ所
早期療育	精神障害者生活訓練施設（援護寮）		精神		1カ所		1カ所
	障害児（者）地域療育等支援事業				1カ所		1カ所
	重症心身障害児施設				0カ所		1カ所
	肢体不自由児施設				1カ所 140人		1カ所 140人
	小規模の心身障害児通園事業				1カ所		1カ所
	知的障害児通園施設				1カ所 35人		1カ所35人
就業・雇用	盲ろうあ児施設				1カ所 17人		1カ所17人
	障害者就業・生活支援センター				0カ所		1カ所
福祉的就労	通所授産施設	身体	7カ所 258人		1カ所 38人	11カ所 350人	2カ所 60人
		知的			5カ所 200人		7カ所 250人
		精神			1カ所 20人		2カ所 40人
	小規模作業所	知的	2カ所 38人		0カ所 0人	7カ所 100人	5カ所 60人
		精神			2カ所 38人		2カ所 40人
地域とボランティア	精神障害者社会適応訓練事業の実施（通院患者リハビリテーション事業）				1カ所 1人		2カ所 4人
	市町村障害者社会参加促進事業				7事業		8事業
	手話通訳派遣		身体（児）者		手話通訳者13人 派遣回数141回		手話通訳者15人 派遣回数300回



1.はじめに

障害者やその家族の高齢化、障害の重度化・重複化、福祉ニーズの多様化などに伴い、さまざまな障害者施策に関する新たな取り組み課題も生まれてきており、リハビリテーションとノーマライゼーションの実現のために保健福祉サービスのあり方も問われています。

岡崎市においては、平成11年（1999年）3月に現行の「岡崎市障害者基本計画」を策定し、17年度（2005年度）を目標年度として障害者施策の総合的な推進を図っているところですが、計画期間の満了による新たな計画の策定が必要であるとともに、支援費制度をはじめとする新たなサービス提供の枠組みを前提とした計画の策定が求められています。

この計画は、こうした共生社会づくりのための指針となるものであり、長期的・総合的な視点から、福祉を中心とした障害者関連施策の再編と体系化を行うものです。

計画の性格・期間

2.計画の性格

- ◎この計画は、岡崎市の障害者福祉における現状と課題を明らかにし、施策の基本方針を示すとともに、施策を総合的・体系的に示すものです。
- ◎また、障害者福祉に関わる福祉、保健、教育、労働、まちづくりなど、各部門を横断する広範な内容を持ち、従来から行われている各施策を発展させていきます。
- ◎さらに、国や県の上位計画と整合性を持ち、市の各種計画と連携します。
- ◎なお、計画の推進するにあたっては、国、県、周辺市町村との連携・協力体制を考慮に入れ、効率的、計画的な役割分担を行い、すべての住民・事業所等が一体となって福祉のまちづくりを進めます。

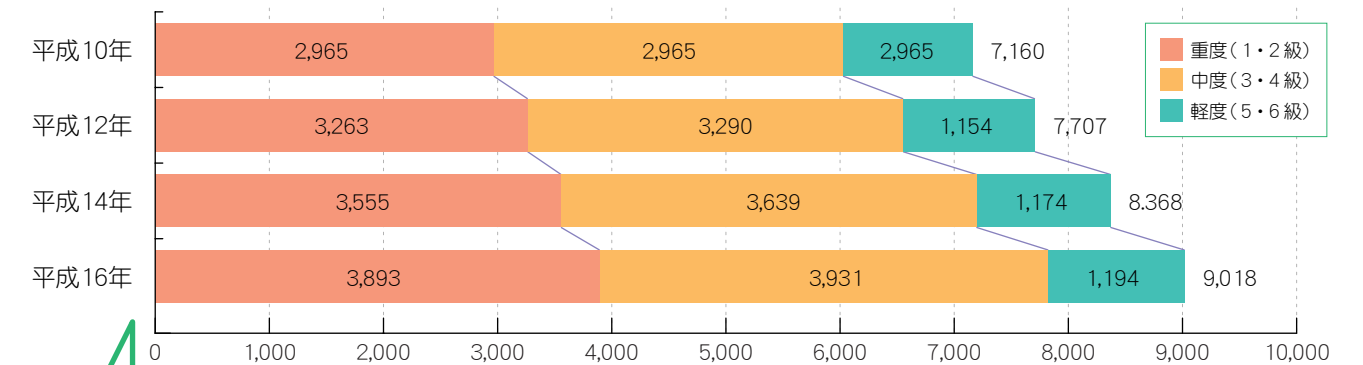
3.計画の期間

この計画の期間は、平成17年度（2005年度）から平成22年度（2010年度）までの6年間です。

なお、計画内容については、今後予測される社会情勢の変化や国の障害保健福祉施策の動向などを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

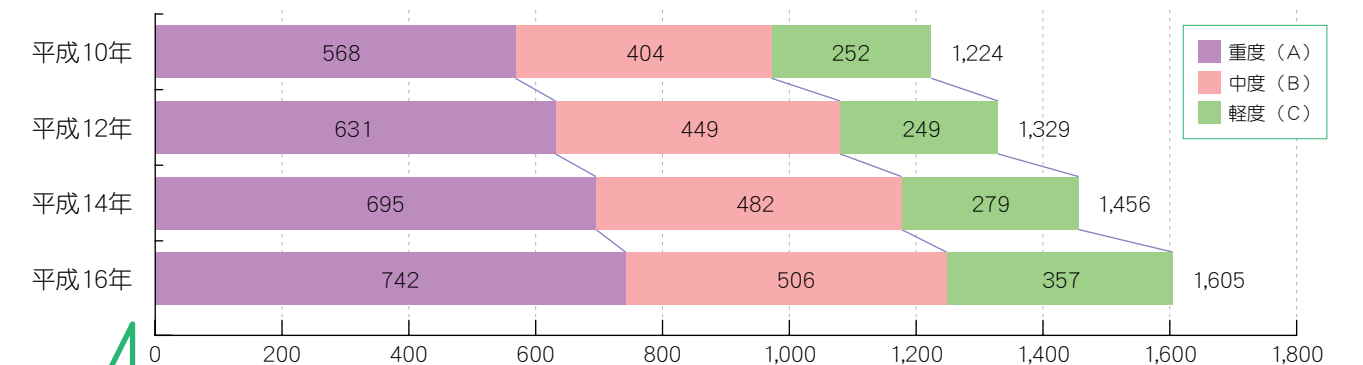
4.障害者の状況

■身体障害者数の推移



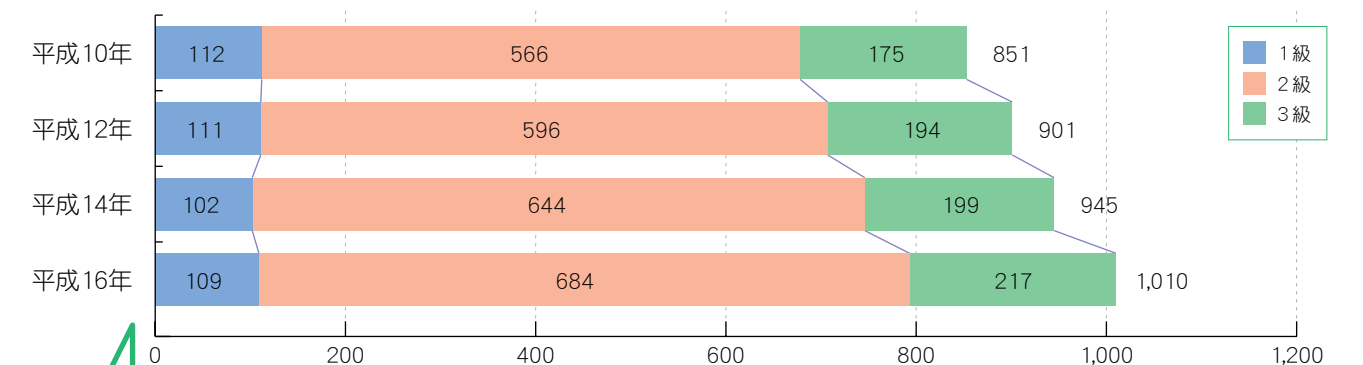
岡崎市の身体障害者の数は、高齢者の増加等を背景に増加し続けています。障害の種別では、平成16年（2004年）で「肢体不自由」が53.9%を占め、次いで「内部」が28.6%、以下、「聴覚・平衡」9.1%、「視覚」7.5%、「言語・音声」0.9%となっています。

■知的障害者数の推移



知的障害者数は、程度別・年齢別にみても、ほぼ毎年増加しています。

■精神障害者数の推移



精神障害者の総数も、毎年増加しています。平成10年（1998年）と平成15年（2003年）の把握数を比較すると、入院患者数は減少し、通院患者数は増加しており、医療中心から地域におけるケア中心へ変化しています。

5. 計画の基本理念

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の2つの理想像に向け、障害による差別を許さない心を育て、障害の有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すため、「障害のある人が、住み慣れた地域で自立しながら、地域社会への積極的な参加と、人間らしくあたりまえに生活し、活動できる環境づくり」を基本理念として、積極的な施策・事業を進めます。



6. 計画の基本目標

“生きるよろこびでいっぱいのわがまち・おかざき”

障害のある人にとっては、まず心の障壁も含めた社会のさまざまなバリア（障壁）を取り除くことが必要です。そして障害のあるなしにかかわらず、誰もが「おかざきに住んでよかった！」と、心からそう思えるまちを目指して、住民一人ひとりの参加を前提に、あらゆる施策において心の豊かさとゆとりを重視しながら、社会参加と自立した生活を実現する「生きるよろこびでいっぱいのわがまち・おかざき」づくりを進めていきます。



7. 計画の視点

1

障害者の主体性、自立性の確立



障害者の主体性と自立性の確立を支援し、社会活動への積極的な参加を促すとともに、社会とのかかわりのなかで、それぞれの持てる能力を十分発揮できるような施策・事業の立案と推進に努めます。

2

障害者一人ひとりの状況への配慮



障害者の意思を尊重し、自立性や主体性の確立を支援するためには、それぞれの障害の内容やおかれた環境、年齢、生活の様子など、個別の状況に配慮することが必要です。こうした視点を持ち、障害者一人ひとりの状況に対応したサービスの提供をこころがけていきます。

3

住民参加の推進



障害者福祉の中心が行政であることはもちろんですが、地域の住民、企業、団体など社会を構成するすべての人々が障害や障害のある人を理解し、さまざまな課題に取り組んでいくことも大切です。こうした取り組みがスムーズに行われるよう、施策・事業を推進していきます。

8. 施策の体系（○は継続して充実・推進を図る重点事業、◎は新規重点事業）

1. 暮らしすこやか計画

障害者の生活を支え、自立の基礎を築くとともに、健康な生活の確保を支援します。

暮らしすこやか計画

- (1) 相談・支援・情報提供
- (2) 在宅福祉サービス
- (3) 施設利用サービス
- (4) 経済的支援
- (5) 早期療育
- (6) 保健・医療サービス

重点事業

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ◎相談窓口の総合化 | ○グループホームの推進 |
| ○広報誌などによる広報の充実 | ○乳幼児健康診査の充実・問題の早期発見 |
| ◎精神保健福祉・難病支援の情報提供の推進 | ◎長期療養児療育指導の充実 |
| ○身体・知的障害者相談員の充実 | ◎小児慢性特定疾患の療育支援 |
| ◎障害者ケアマネジメント体制の整備と支援の推進 | ◎専門健康相談の充実 |
| ◎訪問介護員（ホームヘルパー）の充実 | ○身体障害者健康診査事業 |
| ○短期入所（ショートステイ）の充実 | ◎介護保険制度との連携強化 |
| ◎デイサービス・短期入所の相互利用制度の活用 | ◎難病患者家族に対する支援の推進 |
| ○宿泊体験センター「みのりの家」の充実 | ◎精神障害者患者家族に対する支援の推進 |
| ○精神科デイケア施設の整備 | ◎緊急医療カード（精神・難病）の配布 |



2. 快適環境計画

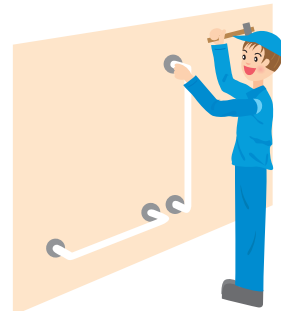
地域の生活環境や居住環境を見直し、障害者が地域で生活しやすくします。

快適環境計画

- (1) 地域環境の向上
- (2) 居住環境の向上
- (3) 移動サービス

重点事業

- | | |
|------------------|--------------------|
| ◎公共施設等のバリアフリーの促進 | ◎ユニバーサルデザインの情報提供 |
| ◎人にやさしいまちづくりの推進 | ◎災害時・緊急時の避難誘導対策の充実 |



3. いきいき生きがい計画

学ぶ機会や働く機会、文化・スポーツ活動に参加する機会を充実し、生きがいを確保します。

いきいき生きがい計画

- (1) 就学前教育・保育
- (2) 学校教育
- (3) 放課後児童対策
- (4) 生涯学習
- (5) 雇用・就業
- (6) 福祉的就労

重点事業

- ◎養護学校の規模適正化（県へ要請）
- ◎小・中学校教職員の障害指導力向上の促進
- 交流教育・福祉教育の推進
- スポーツ活動・文化活動の推進
- ◎障害者就業・生活支援センター事業の推進
- 市関連業務における就労機会の拡大検討
- 職業能力の開発と向上
- 小規模作業所の運営支援



4. 交流ふれあい計画

障害と障害者に対する正しい理解と、住民の参加を促進します。

交流ふれあい計画

- (1) 意識啓発・福祉教育
- (2) 地域とボランティア

重点事業

- ◎健康教育・こころの健康展等による精神障害者福祉意識の普及・啓発
- 市町村障害者社会参加促進事業
- ◎精神保健福祉ボランティア養成講座・研修の充実
- 学区福祉委員会の設置・運営
- 行事の開催による交流の推進
- ◎地域福祉計画の策定



5. 計画の推進と進行管理

住民参加のもとで、さまざまな福祉サービスの円滑な実施と計画の推進を図ります。

計画の推進と進行管理

- (1) 推進体制
- (2) 人材の確保・育成
- (3) 財政基盤の確立
- (4) 広域調整

重点事業

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ○関係団体等の活動促進及び連携強化 | ○福祉人材の養成確保 |
| ○高齢者、児童福祉施策および保健・医療・福祉施策との連携強化 | ◎市民参加と民間活力の活用 |